

お子さんの定期予防接種について

問 健康推進課☎内線4203

接種開始の時期に合わせて、予診票とお知らせを発送します。
お子さんを病気から守るため、計画的に接種を受けましょう。

物 予診票、母子健康手帳

種 類	対象年齢	接種回数	予診票発送時期
◆集団接種 📅 毎月第1・3(1月は第3・5)水曜日午後1時20分～3時 所 総合保健センター			
BCG(結核)	おおむね3カ月～1歳未満	1回	生後3カ月ごろ
◆個別接種 所 市内および武蔵野市・調布市・小金井市・世田谷区・杉並区の協力医療機関			
B型肝炎	1歳未満	3回	生後2カ月ごろ
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	2カ月～5歳未満	4回(※1)	生後2カ月ごろ
小児用肺炎球菌	2カ月～5歳未満	4回(※1)	生後2カ月ごろ
4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	3カ月～7歳6カ月未満	4回	生後3カ月ごろ
麻しん(はしか)・風しん混合(MR)(1期)	1～2歳未満	1回	1歳の誕生日ごろ
水痘(水ぼうそう)	1～3歳未満	2回	1歳の誕生日ごろ
日本脳炎(1期)(※2)	3～7歳6カ月未満(生後6カ月から可能)	初回2回	3歳の誕生日ごろ
		追加1回	4歳の誕生日ごろ
麻しん・風しん混合(MR)(2期)	5～7歳未満(小学校就学前の1年間)	1回	該当する年の4月
日本脳炎(2期)(※2)	9～13歳未満	1回	9歳の誕生日ごろ
2種混合	11～13歳未満	1回	11歳の誕生日ごろ
ヒトパピローマウイルス(子宮頸(けい)がん) (※3)	小学6年生～高校1年生の女子	3回	—

- ※1 接種を生後2～7カ月未満に開始した場合の回数です。この期間に接種を開始しない場合は回数が異なります。
- ※2 平成17年度の積極的な接種勧奨の差し控えにより予防接種を受けていない19年4月1日以前生まれの方は20歳の誕生日の前日まで、1期の接種を受けていない19年4月2日～21年10月1日生まれの方は9～13歳未満の間に、特例措置として公費での接種が可能です。接種を希望する方は同課へお問い合わせください。
- ※3 25年6月から積極的な接種勧奨は差し控えられています。接種を希望する方は同課へお問い合わせください。

予防接種のスケジュール管理に大変便利です！

子育て応援モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」をご利用ください

お子さんに合わせた予防接種のスケジュールが自動作成される機能をはじめ、便利な機能が盛りだくさんです。スマートフォンやパソコンから簡単に登録できますので、ぜひご利用ください。

◆登録方法

インターネットで同サービスホームページ [HP](https://mitaka.city-hc.jp/) <https://mitaka.city-hc.jp/>にアクセスし、必要事項を入力の上、登録してください(無料)。

※右記の二次元コードからも登録できます。

8月は障がい者(児)手当の受給資格の更新月です

問 障がい者支援課☎内線2618

手当の種類		対象者	手当月額
①	特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい者が二つ以上重複する方、または同等の疾病のある方、精神障がい者	26,940円
②	障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、または同等の疾病のある方、精神障がい者	14,650円
③	重度心身障害者手当(都)	常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者	60,000円
心身障がい者福祉手当	④ 特別障がい手当(都)	20歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方	15,500円
	⑤ 一般障がい手当(市)	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方	4,000円
	⑥ 特定疾患(難病)手当(市)	市の指定する疾患を有し、特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方	6,000円

- 申 同課(市役所1階14番窓口)へ
- ※手当は申請した月(一部手当は翌月)分から支給します。手当により、所得制限や併給制限などの支給要件があります。
- ※①～④は特定の施設に入所している場合は受給できません。③④は65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

第7回
市民
公開講座

なぜ老いる？
ならば上手に老いるには
—健康長寿の鍵はフレイル予防—

問 三鷹市医師会☎47-2155、市健康推進課☎内線4203

加齢に伴い筋力や心身の活力が低下し、要介護になる一歩手前の状態を指す「フレイル」について理解を深め、立ち向かうための講演会です。

主 三鷹市医師会(共催：市、三鷹商工会)

📅 9月1日(土)午後2時～3時30分 人 市民90人 所 三鷹産業プラザ

講 東京大学高齢社会総合研究機構教授で医学博士の飯島勝矢さん

申 当日会場へ(先着制)

講演会と同日同会場で開催します

三鷹市在宅医療・介護連携推進事業
加齢に負けない!のばそう健康寿命!筋力測定会

問 高齢者支援課☎内線2625

医療や介護が必要ない体づくりの第一歩として、ご自身の筋力とバランス力を測ってみませんか。参加費は無料でどなたでも参加いただけます。上記講演会に参加する方もお気軽にお立ち寄りください。

📅 9月1日正午～午後2時 所 三鷹産業プラザ 申 当日会場へ

介護予防教室「はつらつ体操」

いすを使った体操や筋力トレーニングなど、ストレッチをメインとした運動教室です。体力に自信のない方も安心して参加いただけます。

人 65歳以上の全回参加できる市民①25人、②③20人

申 8月6日(月)～17日(金)の平日に下記申込先へ(申込多数の場合は抽選。当選者のみ通知)

	会場	日程(全12回)	時間	申込・問い合わせ先
はつらつ体操	①大沢コミュニティセンター	9月6日～11月22日の毎週木曜日	午後1時～2時30分	健康推進課(元気創造プラザ2階) ☎内線4224・FAX46-4827(窓口でも受付)
	②下連雀南浦地区公会堂		午後2時～3時30分	野村病院 ☎47-4848
	③井の頭コミュニティセンター	9月7日～12月7日の毎週金曜日(10月19日、11月23日を除く)	午前10時30分～正午	三鷹市社会福祉事業団 ☎44-7400・FAX44-9772

所得制限や施設入所などで受給資格がなくなった方でも、前年の所得が再び基準内になった場合や施設を退所した場合は、改めて申請をすることで手当を受給できます。受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。

更新手続きが必要な方は書類の提出をお忘れなく

受給資格の更新のために書類の提出が必要な方に、案内をお送りしています。未提出の場合は手当の支給が停止しますので、必ず期限内にご提出ください。

◆特別障害者手当などの更新(①②)

申 8月10日(金)～9月11日(火)(必着)に現況届(1月2日以降に転入した方は平成30年度住民税課税(非課税)証明書)を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ◇8月10日に、5～7月分の特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)を指定預金口座に振り込みます。

◆重度心身障害者手当の更新(③)

申 8月31日(金)(必着)までに所得状況届(1月2日以降に転入した方は30年度住民税課税(非課税)証明書)を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ

◆心身障がい者福祉手当の更新(④～⑥)

1月2日以降に転入した受給者に、9月以降に案内を郵送します。

申 10月31日(火)(必着)までに30年度住民税課税(非課税)証明書を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ

新しい心身障害者医療費助成制度(マル障)受給者証を郵送します

現在お持ちの受給者証の有効期限は8月31日です。所得審査を行い、引き続き対象となる方には、8月末に新しい受給者証を郵送します。